



第4号様式

流社第1124号
令和6年2月27日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年2月15日付け、流監第133号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日・流監第 133号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部社会福祉課	意見	前渡資金整理簿が未作成、または記載されていない事案があった。公金の適正管理の観点からも、流山市財務規則に定められた前渡資金整理簿の作成及び記載を徹底し、厳正に管理されたい。	駐車場使用料について、前途資金整理簿への記載を失念しておりました。今後は資金前渡により受領した際には、必ず前途資金整理簿へ記載するよう、改めて課内職員に周知し、適正な事務処理を徹底してまいります。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。